

役員等報酬規程

第1章 本 則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人聖清会（以下「この法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等について定めたものです。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによります。

1. 役員とは、理事及び監事をいいます。
2. 役員等とは、役員及び評議員をいいます。
3. 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とし、週4日以上当法人の業務に従事する者をいいます。
4. 非常勤役員等とは、役員等のうち、常勤役員以外の者をいいます。
5. 報酬等とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問いません。
6. 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、出張旅費等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとし、

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給します。

1. 常勤役員については、報酬及び退職慰労金を支給することとし、賞与は支給しません。
 2. 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職慰労金は支給しません。
- (2) 常勤役員に対する退職慰労金は、役員等として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとし、

(常勤役員の報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じ

て定めるものとします。

1. 報酬については、別表1に定める額
2. 退職慰労金については、別表2に定める算式により算出される額

(非常勤役員等の報酬の算定方法)

第5条 非常勤役員等に対する報酬の額は、別表3に定める額とします。

(費用弁償)

第6条 役員等がその職務の執行に当たって負担した費用については別表4に定める額を支払うものとします。

(報酬等の支給方法)

第7条 常勤役員に対する報酬等の支給は、銀行振込により、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期に行うものとします。

1. 報酬については、毎月15日に支払うものとします。ただし、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、前営業日に支払うものとします。
 2. 退職慰労金については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後、3ヶ月以内に支払うものとします。
- (2) 非常勤役員等に対する報酬等の支給は、当該会議に出席又は業務のために出勤した都度、現金にて支給します。
- (3) 税金・社会保険料のほか、本人から申し出のあった前払金・貸付金・立替金等は、毎月の報酬から控除して支給します。

(功労金)

第8条 理事会は、退任する役員功績を評価し、第4条に定める退職慰労金のほかに、その2割を超えない範囲で功労金を支給することができます。

(減額)

第9条 法人の名誉をき損し、あるいは法人に著しい損害を与えたために退任する役員に対する退職慰労金は、評議員会の決議により相当な減額または全額不支給とします。

(公表)

第10条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表します。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行います。

(補則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとします。

第2章 付 則

1,この細則は、平成29年4月1日より施行します。

別表1（常勤役員の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	月額 300,000円
理事	月額 10,000円

別表2（常勤役員の退職慰労金算定式）

最終報酬月額×在任年数×2

退職慰労金の算定は、役職ごとに算定します。

また、在任年数は、就任の月から起算し、死亡または退任の月までとします。在任年数に1年未満の端数があるときは、月割計算とし、年度中に役位の異動を生じたときは、異動の月から新しい役位を適用します。

別表3（非常勤役員等の報酬）

(1) 評議員

評議員会への出席	日額 10,000円
上記以外の業務のための出勤	日額 10,000円

(2) 理事

理事会等会議への出席	日額 10,000円
上記以外の業務のための出勤	日額 10,000円

(3) 監事

監事監査への出席	日額 20,000円
上記以外の業務のための出勤	日額 10,000円

別表4（費用弁償）

（1）会議等出席のための交通費の費用弁償額

会議等が開催される市内 に居住する非常勤役員等	2,000円
会議等が開催される市外 に居住する非常勤役員等	3,000円
会議等が開催される県外 に居住する非常勤役員等	5,000円

交通費の実費が上記の費用弁償額を超える場合は、その実費相当額を支払います。

また、常勤役員に対しては支給しません。

（2）出張旅費の費用弁償額

役員等の出張旅費については、職員の旅費規程を準用します。